**学部学生 各位**

**「西洋法制史Ⅰ」履修上の注意について**

**「西洋法制史特論Ⅰ(イングランド法制史)」は、2025年度より「西洋法制史Ⅰ」となります。**

**ついては、「西洋法制史特論Ⅰ(イングランド法制史)」を単位修得済みの者は、2025年度以降、新たに「西洋法制史Ⅰ」を履修することはできませんので、ご注意ください。**

**2025年３月**

**法学部・法学研究科**